

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成24年度第3回北本市自治基本条例審議会
開会及び閉会日時	平成25年1月11日(金) 午後1時30分から午後2時15分まで
開催場所	北本市文化センター第1研修室
委員長氏名	会長 有働秀鷹
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、高荷正春、遠井美智子
欠席委員(者)氏名	鈴木洋子
説明者の職氏名	協働推進課長 磯野治司 協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	総合政策部長 朝尾光二 協働推進課長 磯野治司 協働推進課主幹 長嶋太一 主事 五十嵐亮太
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あ い さ つ 3 審 議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市市民公益活動推進計画(案)について (2) 答申(案)について (3) その他 4 閉 会
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 北本市市民公益活動推進計画(案)について(答申案) 3 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会検討報告書

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会 これより、平成24年度第3回北本市自治基本条例審議会を開催します。 お手元に配付させていただきました次第に基づきまして進行させていただきます。</p>
事務局	<p>2 あいさつ それでは、開会にあたりまして、まず、会長からごあいさつをいただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 有働会長あいさつ —</p>
事務局	<p>3 審 議</p> <p>北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項の規定により、議事の進行につきましては、会長にお願いします。</p>
有働会長	<p>(1) 北本市市民公益活動推進計画（案）について 前回の会議で市長から諮問のありました北本市市民公益活動推進計画（案）について、前回の会議では委員の皆様からいろいろとご意見をいただきました。市長には、皆様からいただいた意見を付して答申したいと考えています。 まず、前回会議のまとめについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">— 別紙 市民公益活動推進のために を示して説明 —</p>
有働会長	<p>それでは、別紙につきまして、字句の修正や更に追加すべき意見等ございますか。</p>
浅野委員	<p>まだまだ市民の意識が低く、理解が得られにくいように感じる。計画に載っている重要な施策を具体的に作用させていく仕組みが必要だ。事務局はどのように進めていこうと考えているのか。</p>
事務局	<p>確かにとっつきにくい分野ではありますが、地道に進めていくしかないと考えています。計画案の策定には、庁内検討委員会及び作業部会で検討を進めてきました。また、市民参画推進条例及び協働推進条例に関しては職員説明会も開催いたしますので、職員にはある程度理解を得られるものと考えています。</p>
有働会長	<p>これらの施策をどう展開していくかは事務局の方によく考えて進</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浅野委員	<p>めていただきたいと思います。審議会で具体案を検討することは難しいと思われま。</p> <p>市民に理解してもらうにはどうすれば良いか。そのことについては計画案にはあまり盛り込まれていない。審議会委員としてどのように伝えるべきか考える必要がある。</p>
柴田委員	<p>市民も実際に市民公益活動に関係している人は関心が高いが、そうでない人は全く関心がない。出前講座にも入れてPRするなど市民に分かりやすく説明する必要がある。今、市民公益活動という自分たちが参加するまちづくりを進めないと将来自分たちの背にかかってくるということを理解していただかなければならない。</p>
高荷委員	<p>ゴミ減にしても自治会にしても活動が下火になりつつある。もっと盛り上げていかなければならない。</p>
柴田委員	<p>昔と違いボランティア入門講座を開催しても人が集まらなくなってきた。市民の価値観も多様化しているため、市民感覚の変化に対応していく必要がある。</p>
有働会長	<p>審議会としていろいろな意見を出しますので、市にはこれらの意見を活かしていただければと思います。</p>
事務局	<p>また、本日は、平成22年6月から平成24年3月まで「参画」「協働」「市民公益活動」の推進について検討された北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の検討報告書を用意させていただきました。こちらをご覧くださいますようお願いいたします。</p>
有働会長	<p>(2) 答申(案)について 次に議題の(2)に進みます。 前回の会議では、計画(案)については、特に大きく修正する必要はないのではないかとのご意見を多くいただきました。 これを踏まえまして、答申(案)を作成しましたが、これについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 答申(案)について説明 —</p>
有働会長	<p>答申としましては、計画(案)は適当と認める。その他計画を実行する際に配慮すべき事項を2点示し、別紙として審議会委員が発言した意見を添付する形態を考えています。 いかがでしょうか。</p>

会 議 記 録 (3)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
全委員	— 同意 —
有働会長	<p>それでは、以上のとおり書類を整え、市長に答申することといたします。</p> <p>答申につきましては、市長との面談の日程調整が必要となります。私と須藤副会長が代表で答申する方法とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
全委員	— 同意 —
有働会長	それでは、事務局に日程の調整をお願いします。
事務局	調整させていただきます。よろしくお願い申し上げます。
有働会長	<p>(3) その他</p> <p>議題(3)その他について、委員から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">— 特になし —</p>
有働会長	事務局から連絡事項等ありますか。
事務局	<p>北本市市民公益活動推進計画（案）のパブリック・コメント手続を2月4日まで実施しております。計画については、審議会の答申結果とパブリック・コメント手続の結果を受けて、庁内検討委員会で確認、修正し、市長の決裁で確定する予定です。また、北本市市民参画推進条例及び北本市協働推進条例の4月施行に向け、全職員を対象とした職員条例説明会を次週6回に分けて開催します。</p> <p>次回審議会については、4月以降に開催予定となります。</p>
須藤副会長	<p>4 閉 会</p> <p>以上をもちまして、平成24年度第3回北本市自治基本条例審議会を終了いたします。お疲れさまでした。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 / 月 / 8 日 会長 有働 秀 鷹</p>	